

事業者の皆様へ

## 事業系可燃ごみの減量にご協力ください

羽島市では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、資源循環型の社会システムの構築を目的として、「発生抑制」「資源化」「適正処理」の3つの基本方針により、様々なごみ減量化の取り組みを実施しています。

事業者の皆様には、ごみの減量やリサイクルを通じて、環境に配慮した取り組みに一層のご協力をお願いいたします。

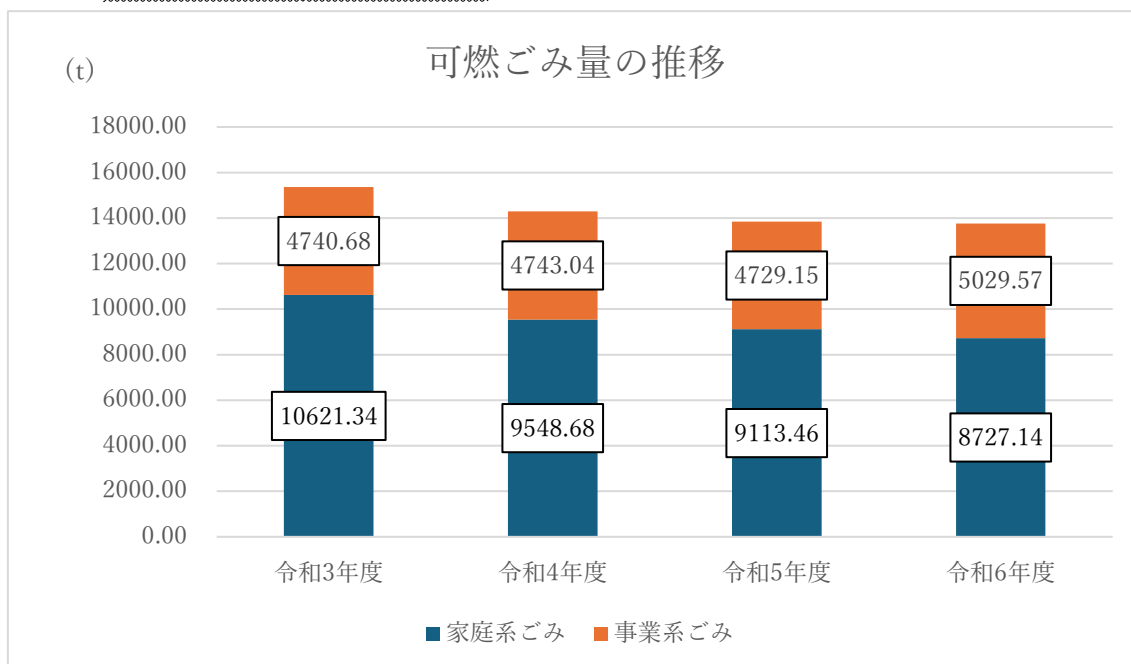
### 1. 事業系一般廃棄物とは

一般廃棄物のうち、会社や店舗などの事業活動により生じるごみを事業系一般廃棄物といいます。（※市では、事業系一般廃棄物は種類や量の多少にかかわらず、地域の集積所に出すことはできません。）

### 2. 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の現状

下記のグラフは過去4年間の、羽島市の可燃ごみの量です。

市内から排出されるごみの内、家庭系可燃ごみについては減少傾向にありますが、事業系可燃ごみは増加傾向となっています。



(裏面に続く)

### 3. 事業者の責務

事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条）

- ◎市の許可を受けた業者に委託して処理（収集・運搬・処分）するか、自ら適正に処理すること。
- ◎再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- ◎物の製造、加工、販売等に際して、処理や再生利用等がしやすい製品、容器等の開発を行い、その適正な処理方法の情報提供を行うこと。
- ◎廃棄物の減量やその適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力すること。

### 4. ごみ削減のメリット

- ・廃棄物の減量に取り組む企業は、イメージアップにつながります。
- ・ごみの量を削減することにより、ごみ処分に係る経費を削減できます。
- ・循環型社会を構築する一員として、次世代により良い環境を引き継ぎます。

### 5. 減量のためにできる具体的な取り組み

- ・会議資料などについて、ペーパーレス化を推進する。
- ・作業工程等を見直し、不必要な廃棄物が発生しないか確認する。
- ・飲食店において、消費期限切れを出さないように、仕入れ時期や仕入れ量、販売の管理を徹底し、廃棄量を減らす。  
(※食品ロスの削減につながります。)
- ・生ごみを捨てる前には「水切り」、「乾燥」等により減量する。
- ・商品や資材の再利用、ごみの分別を徹底する。
- ・リサイクルできるものはリサイクルを行う。

お問い合わせ

羽島市生活環境部生活環境課 TEL：058-392-1111（内線 2192）

FAX：058-391-2100

E-mail:seikatsu@city.hashima.lg.jp